



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 40 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (32) (鳥取力創造課) . . . 4
	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (33) (消防防災課) . . . . . 6
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (34) (税務課) . . . . . 13

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

個人情報の保護の観点から、事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧方法を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧は、鳥取力創造課等において行うこととする。
- (2) 知事は、鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨を踏まえて事業報告書等及び役員報酬規程等をインターネットにより公表することができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

## ◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

東日本大震災の教訓を踏まえた防災及び減災のための事業を促進するとともに、過疎化及び高齢化が進む中で地域における防災力の強化を図るため、交付金の配分方法について見直しを行う。

## 2 規則の概要

- (1) 交付金の対象となる事業の例示を規定する。
- (2) 交付金の額は、対象経費の2分の1の額と次に掲げる額の合計額のいずれか低い額以下とする。
  - ア 市にあつては150万円、町村にあつては100万円
  - イ 予算で定める本交付金の総額から2,100万円を減じた額（以下「事業割額」という。）に100分の25を乗じて得た額に、当該市町村の消防団員の数を県内の全ての消防団員の数で除して得た割合を乗じた額
  - ウ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を県内の全ての自主防災組織を構成する世帯の数で除して得た割合を乗じた額
  - エ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の町又は字の区域の数を県内の全ての町又は字の区域の数で除して得た割合を乗じた額
- (3) 過疎地域の市町村については、交付金の額の算定に当たって、一定の割り増しを行う。
- (4) 各年度の5月末日までに、各市町村に交付する交付金の見込額を通知することとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 納税者の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）において納税できる県税の徴収金に不動産取得税を加える。
- (2) 県税の賦課徴収等を行う行政機関を県税事務所（現行 総合事務所）に変更することに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) コンビニで納税できる徴収金に不動産取得税を加えるとともに、コンビニで納付する際の納付書等の様式を定める。
- (2) 徴税吏員を県税事務所（現行 総合事務所県税局）に勤務する職員とする等、県の行政組織の改正に伴う所要の規定の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第32号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業報告書等の提出等） 第7条 略 2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、<u>次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>（1）<u>閲覧は、未来づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。</u></p> <p>（2）<u>閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>（3）<u>鳥取県の休日</u>を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日その他知事が特に必要と認める日においては、<u>閲覧を行わないものとする。</u></p> <p>（4）<u>閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</u></p> <p>（5）<u>閲覧をする書類は、閲覧の場所の外に持ち出してはならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の閲覧の中止を命ずることができる。</u></p> <p>（1）<u>職員の指示に従わない者</u></p> <p>（2）<u>閲覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者</u></p> <p>（3）<u>他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者</u></p> <p>4 <u>知事は、条例第9条第1項及び第17条第1項の書類について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の趣旨を踏まえて</u></p>	<p>（事業報告書等の提出等） 第7条 略 2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、<u>インターネットを利用する方法により行うものとする。</u></p>

インターネットを利用する方法により公表することが

5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、未来づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信するものとする。

(2) 略

6 略

様式第16号(第17条関係)

認定(仮認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書

職 氏 名 様

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法)第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

記

変更年月日	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名

注 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、鳥取県未来づくり推進局、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局に提出し、又は送信するものとする。

(2) 略

4 略

様式第16号(第17条関係)

認定(仮認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書

職 氏 名 様

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法)第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

記

変更年月日	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名

注 略

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第33号**

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる事業（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（次に掲げる経費を除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 消防及び防災のための施設、設備、車両その他の資機材の維持管理に要する経費</u></p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次に掲げる額を合算した額（以下「交付金算出基礎額」という。）</u></p> <p>ア <u>市にあつては150万円、町村にあつては100万円</u></p> <p>イ <u>予算で定める本交付金の総額から2,100万円を減じた額（以下「事業割額」という。）に100分の25を乗じて得た額に、当該市町村の消防団員の数（その年度の1月1日における数とし、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項に規定する過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあつては、</u></u></p>	<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる事業（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（次に掲げる経費を除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その年度の1月1日における次に掲げる数にそれぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額に大震災関連加算額を加えた額</u></p> <p>ア <u>住民に貸与している衛星携帯電話の数 7,500円</u></p> <p>イ <u>女性の消防団員の数に2を乗じて得た数と男性の消防団員の数とを合計した数 3,000円</u></p>

ては、その数に100分の120を乗じて得た数。以下この号において同じ。)を全ての市町村の消防団員の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

ウ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の自主防災組織を構成する世帯の数(その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数。以下この号において同じ。)を全ての市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

エ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の地縁による団体に係る区域の数(その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数。以下この号において同じ。)を全ての市町村の地縁による団体に係る区域の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

2 略

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の4月末日までに、様式第1号により、当該年度の4月1日における消防団員の数、自主防災組織を構成する世帯の数及び地縁による団体に係る区域の数を知事に報告しなければならない。

ウ 自主防災組織に加入する世帯の数 70円

エ 災害時要援護者(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例(平成21年鳥取県条例第43号)第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。)のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数 120円

2 略

3 第1項第2号の大震災関連加算額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象経費のうち東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策として知事が適当と認める事業に要するもの(以下「大震災関連経費」という。)の額が100万円以下の市町村 大震災関連経費の額に2分の1を乗じて得た額

(2) 大震災関連経費の額が100万円を超える市町村 当該市町村におけるイに掲げる額をこの号に該当する全ての市町村におけるイに掲げる額の合計額で除して得た割合をアに掲げる額に乘じて得た額(大震災関連経費の額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。)に50万円を加えた額

ア 予算で定めた本交付金の総額のうち大震災関連経費の総額を勘案して知事が定める額から、前号に該当する全ての市町村の同号に定める額の合計額及びこの号に該当する市町村の数に50万円を乗じて得た額を減じた額

イ 大震災関連経費の額から100万円を減じた額

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の交付金算出基礎額の見込額を算出し、その年度の5月末日までに、前条の報告を行った市町村長に通知するものとする。

(交付申請)

第5条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の1月末日までに、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第6条 略

(実績報告)

第7条 本交付金の交付を受けた市町村長は、その年度の翌年度の6月末日までに、様式第3号による報告書を知事に提出しなければならない。

(審査及び検査)

第8条 略

2 知事は、前項の規定による審査及び検査において、第6条第1項の規定により交付した本交付金の額（以下「本年度実額」という。）が、県が当該市町村に対して交付すべき本交付金の額（以下「本年度義務額」という。）を超過していることが判明した場合における当該審査及び検査に係る本交付金の事業年度の翌年度に交付する交付金の額（以下「翌年度交付額」という。）の算定については、第3条の規定による額から、本年度実額から本年度義務額を減じた額（以下「超過額」という。）を減ずるものとする。

3・4 略

(鳥取県補助金等交付規則の準用)

第9条 略

(雑則)

第10条 略

別表（第2条関係）

(交付申請)

第4条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の1月末日までに、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第5条 略

(実績報告)

第6条 本交付金の交付を受けた市町村長は、その年度の翌年度の6月末日までに、様式第2号による報告書を知事に提出しなければならない。

(審査及び検査)

第7条 略

2 知事は、前項の規定による審査及び検査において、第5条第1項の規定により交付した本交付金の額（以下「本年度実額」という。）が、県が当該市町村に対して交付すべき本交付金の額（以下「本年度義務額」という。）を超過していることが判明した場合における当該審査及び検査に係る本交付金の事業年度の翌年度に交付する交付金の額（以下「翌年度交付額」という。）の算定については、第3条の規定による額から、本年度実額から本年度義務額を減じた額（以下「超過額」という。）を減ずるものとする。

3・4 略

(鳥取県補助金等交付規則の準用)

第8条 略

(雑則)

第9条 略

別表（第2条関係）

- 1 災害時に孤立するおそれのある集落の通信確保に関する事業
- 2 消防団の活動の活性化に関する事業
- 3 自主防災組織の活動の活性化に関する事業
- 4 災害時要援護者に係る対策に関する事業



対象事業	対象事業の例示
東日本大震災の教訓を踏まえて新たに取り組む事業	(1) 衛星携帯電話の配備その他迅速かつ的確な情報の収集及び伝達ができる体制の整備に関する事業 (2) 備蓄物資の調達及び輸送の手段の確保に関する事業 (3) 被害の状況に応じた防災訓練の実施に関する事業 (4) 広域的な応援態勢の構築に関する事業 (5) 避難所の運営体制の整備に関する事業 (6) 住民への防災知識の普及に関する事業
消防団を強化する事業	(1) 消防団員の能力向上に関する事業 (2) 消防団員の確保に関する事業 (3) 救助資機材その他の資機材の整備に関する事業
自主防災組織を強化する事業	(1) 自主防災組織の発足の推進に関する事業 (2) 自主防災組織の運営の強化に関する事業 (3) 自主防災組織が行う避難訓練その他の訓練の実施に関する事業
住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業	(1) 複数の地縁による団体の防災における連携協力の推進に関する事業 (2) 消防団員及び自主防災組織の役員以外の者の防災活動への参画の推進に関する事業 (3) 住民が行う防災ワークショップ又は防災訓練に関する事業 (4) 防災ワークショップ、防災訓練等のコーディネートをを行う者その他防災への取組を推進するための指導

5 職員の危機管理能力の向上、住民の避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業

者の育成に関する事業
(5) 地縁による団体の資機 材の整備に関する事業
(6) 住民の防災情報の入手 手段の整備に関する事業
(7) 災害時要援護者ごとの 避難支援計画の作成に関する 事業

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金見込額  
算出基礎データ報告書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金に係る交付  
金算出基礎額の見込額算出のための数値について、鳥  
取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条第1項  
の規定により、下記のとおり報告します。

記

見込額算出のための数値			
消防団員数	男性 人	女性 人	合計 人
自主防災組織構成世帯数	組織 世帯		
地縁による団体に係る区域の数			

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申  
請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申  
請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受

けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分	交付金算出基礎額等			
均等割	円			
事業割	消防団員数	男性	女性	合計
		人	人	人
	自主防災組織構成世帯数	組織世帯		
	地縁による団体に係る区域の数			

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
	合 計	

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則 (以下「規則」という。) 第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

区 分	事業名	事業内容	対象事業費
一般事業			
	計		
大震災関連事業			
	計		
合 計			

注 大震災関連事業とは規則第3条第3項第1号に掲げる事業をいい、一般事業とは大震災関連事業以外の事業をいう。

2 交付金算定基準

項 目	数 値
住民に貸与している衛星携帯電話数	
消防団員数	男性
	女性
自主防災組織に加入している世帯数	
災害時要援護者のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数	
感震ブレーカー設置の普及促進策	
避難勧告等の基準	被災するおそれのある災害の項目の数
	当該基準が策定されている災害の項目の数
土砂災害特別警戒区域を対象とする避難計画策定数	

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

<p>年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交付金算出基礎額及び交付決定額 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">交付金算出基礎額</th> <th style="width: 25%;">対象事業費</th> <th style="width: 50%;">交付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	対象事業費													合	計		区 分	交付金算出基礎額	対象事業費	交付金の額	略				<p>年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則(以下「規則」という。)第6条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">事業名</th> <th style="width: 30%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般事業</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大震災関連事業</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 大震災関連事業とは規則第3条第3項第1号に掲げる事業をいい、一般事業とは大震災関連事業以外の事業をいう。</p> <p>2 交付金算定基準額及び交付決定額 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">算定基準額</th> <th style="width: 25%;">対象事業費</th> <th style="width: 50%;">交付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業名	事業内容	対象事業費	一般事業				計			大震災関連事業				計			合 計				区 分	算定基準額	対象事業費	交付金の額	略			
事業名	事業内容	対象事業費																																																							
合	計																																																								
区 分	交付金算出基礎額	対象事業費	交付金の額																																																						
略																																																									
区 分	事業名	事業内容	対象事業費																																																						
一般事業																																																									
	計																																																								
大震災関連事業																																																									
	計																																																								
合 計																																																									
区 分	算定基準額	対象事業費	交付金の額																																																						
略																																																									

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成25年度の同規則第2条第1項に規定する対象事業(以下「対象事業」という。)に対して交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成24年度の対象事業に対して交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第34号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税事務所</u>に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</p>	<p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条第1項の規定により設置された総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局</u>に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</p>
<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、第1号様式の3その1、第1号様式の3その2、第1号様式の3その4、<u>第1号様式の3その5</u>、第1号様式の3その8、第1号様式の3その9、<u>第1号様式の3その10</u>、<u>第1号様式の3その14</u>、第1号様式の4その1、第1号様式の4その2及び第5号様式の2その1</p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、第1号様式の3その1、第1号様式の3その2、第1号様式の3その4、<u>第1号様式の3その7</u>、第1号様式の3その8、第1号様式の3その9、<u>第1号様式の3その13</u>、第1号様式の4その1、第1号様式の4その2及び第5号様式の2その1</p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書（領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。）に</p>	<p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書（領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。）に</p>

より納付するものとする。

(1) 略

(2) 不動産取得税 第1号様式の3その5及び第1号様式の4その2

(3) 略

(納税証明書)

第3条 県税事務所長（以下「所長」という。）は、条例第16条第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の8による納税証明書を交付しなければならない。

(現金収納の手続)

第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所に納付書又は納入書（以下この条及び第23条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付に代えて出納員が第19号様式の2による領収印を納付書等に押しして収納することができる。

2 略

第22条 分任出納員が現金を収納したときは、現金領収証書用紙・収納現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第19号様式による領収済報告書及び現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日に所属出納員にこれを引き継がなければならない。ただし、分任出納員は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域に出張して現金を収納したときは、帰庁の日又はその翌日にこれを所属出納員に引き継がなければならない。

2 分任出納員（西部県税事務所日野支所（以下「日野支所」という。）の分任出納員を除く。）は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。

より納付するものとする。

(1) 略

(2) 略

(納税証明書)

第3条 総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例第3条に規定する総合事務所長をいう。以下「所長」という。）は、条例第16条第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の8による納税証明書を交付しなければならない。

(現金収納の手続)

第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が総合事務所に納付書又は納入書（以下この条及び第23条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付に代えて出納員が第19号様式の2による領収印を納付書等に押しして収納することができる。

2 略

第22条 分任出納員が現金を収納したときは、現金領収証書用紙・収納現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第19号様式による領収済報告書及び現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日所属出納員にこれを引き継がなければならない。ただし、分任出納員は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域に出張して現金を収納したときは、帰庁の日又はその翌日にこれを所属出納員に引き継がなければならない。

2 分任出納員（西部総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例第2条第1項に規定する鳥取県西部総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局日野支所（以下「日野支所」という。）の分任出納員を除く。）は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に

## 3 略

(日野支所の分任出納員の現金収納の手続の特例)

## 第23条 略

## 2 略

3 日野支所の分任出納員は、前項の規定により指定金融機関に現金の払込みをしたときは、その都度第22号様式による領収済報告書を西部県税事務所の出納員に提出しなければならない。

4 前項の規定により西部県税事務所の出納員が領収済報告書を受領したときは、前条第1項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

(自動車取得税の課税免除の手続)

第46条 条例第134条の6第3号及び第4号の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部県税事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過する日。以下この節において「申請期限」という。）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

## 2 略

(自動車取得税の課税免除の承認)

第46条の2 東部県税事務所長は、前条第1項の課税免除申請書等を受領したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の課税免除の取消し)

第46条の3 東部県税事務所長は、自動車取得税の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税

記載された金額」と読み替えるものとする。

## 3 略

(日野支所の分任出納員の現金収納の手続の特例)

## 第23条 略

## 2 略

3 日野支所の分任出納員は、前項の規定により指定金融機関に現金の払込みをしたときは、その都度第22号様式による領収済報告書を西部総合事務所の出納員に提出しなければならない。

4 前項の規定により西部総合事務所の出納員が領収済報告書を受領したときは、前条第1項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

(自動車取得税の課税免除の手続)

第46条 条例第134条の6第3号及び第4号の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過する日。以下この節において「申請期限」という。）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

## 2 略

(自動車取得税の課税免除の承認)

第46条の2 東部総合事務所長は、前条第1項の課税免除申請書等を受領したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の課税免除の取消し)

第46条の3 東部総合事務所長は、自動車取得税の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税

額の全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車取得税の減免の承認)

第46条の12 東部県税事務所長は、前条第1項の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の減免の取消し)

第46条の14 東部県税事務所長は、自動車取得税の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収	条例第144条の規定によ	東部県税

額の全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車取得税の減免の承認)

第46条の12 東部総合事務所長は、前条第1項の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の減免の取消し)

第46条の14 東部総合事務所長は、自動車取得税の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収	条例第144条の規定によ	東部総合



に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	る申告書を提出するとき（東部県税事務局長が特に認める場合においては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	事務局長
--------------------------------	-----------------------------------------------------------	------

2 略

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部県税事務局長が特に認める場合においては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	東部県税事務局長

2 略

（自動車税の一括納付）

第50条の20 略

2 前項の規定により自動車税を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する所長に申請しなければならない。

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式・第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その4 略

その5 納税通知書・納付書（不動産取得税（コンビニエンスストア対応））

その6 略

に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	る申告書を提出するとき（東部総合事務局長が特に認める場合においては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	事務局長
--------------------------------	-----------------------------------------------------------	------

2 略

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務局長が特に認める場合においては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	東部総合事務局長

2 略

（自動車税の一括納付）

第50条の20 略

2 前項の規定により自動車税を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する総合事務局長に申請しなければならない。

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式・第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その4 略

その5 略

その7 略  
 その8 略  
 その9 略  
 その10 略  
 その11 略  
 その12 略  
 その13 略  
 その14 略  
 その15 略  
 第1号様式の4その1 略  
 その2 督促状・納付書（個人事業税、不動産取得税（コンビニエンスストア対応））  
 その3・その4 略  
 第1号様式の5～第1号様式の8 略  
 第1号様式の9その1 略  
 その2 徴税吏員証（県税事務所用）  
 第1号様式の10 略  
 (2)～(13) 略  
 第5号様式の2その3（第5条の2関係）

不動産取得税 税額等変更通知書			
住所			
氏名			
さきに納税通知書で通知した税額等を次のとおり変更しました。			
略			
区 分	通知済の 税 額 等	変更後の 税 額 等	差引増減額
略			
お知らせ			
1 賦課に不服がある場合について			
この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく <u>県税事務所長</u> を経由して提出してください。			
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審			

その6 略  
 その7 略  
 その8 略  
 その9 略  
 その10 略  
 その11 略  
 その12 略  
 その13 略  
 その14 略  
 第1号様式の4その1 略  
 その2 督促状・納付書（個人事業税（コンビニエンスストア対応））  
 その3・その4 略  
 第1号様式の5～第1号様式の8 略  
 第1号様式の9その1 略  
 その2 徴税吏員証（総合事務所用）  
 第1号様式の10 略  
 (2)～(13) 略  
 第5号様式の2その3（第5条の2関係）

不動産取得税 税額等変更通知書			
住所			
氏名			
さきに納税通知書で通知した税額等を次のとおり変更しました。			
略			
区 分	通知済の 税 額 等	変更した 税 額 等	差引増減額
略			
お知らせ			
1 賦課に不服がある場合について			
この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく <u>総合事務所長</u> を経由して提出してください。			
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審			

査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 未納額がある場合について

税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封していません。

3 通知済の税額を既に納付している場合について

この税額変更により、既に納付された金額が変更後の税額より過大となる場合には、差額を還付します。後日、過誤納金還付（充当）通知書をお送りしますので、指定された方法で還付金をお受け取りください。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 未納額がある場合について

税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封していません。

年 月 日

鳥取県 総合事務所長 印

第62号様式の9（第46条の11、第50条の16関係）

自動車税等に係る 生計同一 証明書交付願  
常時介護

年 月 日

福祉事務所等の長 様

(申請者) 住所

氏名 印

下記1の自動車等は、専ら下記2の身体障害者等  
身体障害者等と生計を一にする 下  
のために当該 身体障害者等を常時介護する

記3の者が運転するものであること（及び身体障害者等と生計を一にする下記4の者が所有（使用）するものであること）を証明してください。

記

略
7 添付書類 ①身体障害者手帳等の写し ②
※④～⑥は 自動車検査証の写し ③使用目的を証明する書類の写し ④自
常時介護 動車等運行計画書 ⑤誓約書

第62号様式の9（第46条の11、第50条の16関係）

自動車税等に係る 生計同一 証明書交付願  
常時介護

年 月 日

職 氏 名 様

(申請者) 住所

氏名 印

下記1の自動車等は、専ら下記2の身体障害者等  
身体障害者等と生計を一にする 下  
のために当該 身体障害者等を常時介護する

記3の者が運転するものであることを証明してください。

記

略
7 添付書類 ①住民票 ②身体障害者手帳等
※⑤～⑦は の写し ③自動車検査証の写し
常時介護 ④使用目的を証明する書類の
者が運転 写し ⑤自動車等運行計画書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">                 する場合 ⑥有償介護の場合の契約書 ⑦                  のみ添付 その他 ( )             </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所等の長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	する場合 ⑥有償介護の場合の契約書 ⑦ のみ添付 その他 ( )		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">                 場合 ⑥誓約書 ⑦有償介護の場合の                  のみ添付 契約書 ⑧その他 ( )             </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所等の長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	場合 ⑥誓約書 ⑦有償介護の場合の のみ添付 契約書 ⑧その他 ( )	
する場合 ⑥有償介護の場合の契約書 ⑦ のみ添付 その他 ( )					
場合 ⑥誓約書 ⑦有償介護の場合の のみ添付 契約書 ⑧その他 ( )					

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の3その14中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その15とし、第1号様式の3その13中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その14とし、第1号様式の3その12中「総合事務所長」を「県税事務所長」に、「各総合事務所県税局」を「各県税事務所」に改め、同様式を第1号様式の3その13とし、第1号様式の3その11中「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その12とし、第1号様式の3その10中「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その11とし、第1号様式の3その9中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に、「総合事務所県税局」を「県税事務所」に改め、同様式を第1号様式の3その10とし、第1号様式の3その8中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に、「総合事務所県税局」を「県税事務所」に改め、同様式を第1号様式の3その9とし、第1号様式の3その7中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その8とし、第1号様式の3その6中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その7とし、第1号様式の3その5中「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その6とし、第1号様式の3その4の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3その5(第2条の2関係)

(表面)

(鳥取県) 31 納付書 納税通知書兼領収証書 県 税

口座番号 加入者名 年度 不動産取得税

住所 氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	課税事由	納税番号
税額						円
延滞金						
合計						

納税期限

納付場所

日計 口 円

領収日付印

鳥取県 県税事務所長 出納員 様

鳥取県 県税事務所長 印

統轄店 御中

(金庫機関/コンビニ店舗控)

納税通知書 県 税

口座番号 加入者名 年度 不動産取得税

住所 氏名

(鳥取県) 31 領収済通知書 納税通知書 県 税

口座番号 加入者名 年度 不動産取得税

住所 氏名

課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	
税額										円
延滞金										
合計										

納税期限

数字の記入例

1234567890

コンビニ収納用(ご注意)金額を訂正した場合、コンビニでは納付できません。

鳥取県 県税事務所長・出納員 様

鳥取県 県税事務所長 印

鳥取県 県税事務所長 印

統轄店 御中

(金庫機関/コンビニ店舗控)

納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書

口座番号 加入者名 年度 不動産取得税

住所 氏名

(鳥取県) 31 納付書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書

口座番号 加入者名 年度 不動産取得税

住所 氏名

課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	
税額										円
延滞金										
合計										

納税期限

数字の記入例

1234567890

コンビニ収納用(ご注意)金額を訂正した場合、コンビニでは納付できません。

鳥取県 県税事務所長・出納員 様

鳥取県 県税事務所長 印

鳥取県 県税事務所長 印

統轄店 御中

(金庫機関/コンビニ店舗控)

納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書 納税通知書

口座番号 加入者名 年度 不動産取得税

住所 氏名

(裏面)

<p>1 課税の根拠</p>	<p>この県税は、地方税法第73条の2及び鳥取県条例第76条の規定により賦課されたものです。</p>
<p>2 延滞金等</p>	<p>納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合))の割合で計算した額で徴収します。</p> <p>また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を添付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。</p>
<p>3 賦課に不服がある場合</p>	<p>納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。      ② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。      ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

第1号様式の4その2中「加入者」を「加入者名」に、「**個人事業税**」を「」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第11号様式の4中「総合事務所」を「県税事務所」に、「ふりがな」を「フリガナ」に、

「

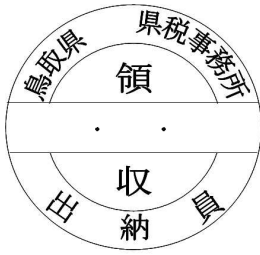
1								0
---	--	--	--	--	--	--	--	---

」の を 「

1								0	※
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---

」に改める。

第19号様式の2を次のように改める。



備考 直径2.5センチメートル

第21号様式を次のように改める。



備考 直径2.5センチメートル

次の表の様式の欄に掲げる様式中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

様式	改正前	改正後
第1号様式、第1号様式の2その1及びその2、第1号様式の3その1からその4まで、第1号様式の4その1、第5号様式の2その1、その2及びその5、第50号様式並びに第61号様式	加入者	加入者名
	総合事務所長	県税事務所長
第1号様式の2その3	加入者	加入者名
第1号様式の4その3及びその4、第1号様式の8、第1号様式の9その2、第3号様式から第5号様式まで、第5号様式の2その4、第6号様式から第8号様式まで、第10号様式から第11号様式の3まで、第12号様式から第17号様式の2まで、第24号様式から第25号様式の2まで、第26号様式、第26号様式の2、第51号様式、第52号様式、第53号様式の2、第53号様式の3、第53号様式の6から第58号様式まで、第62号様式の2、第62号様式の6、第62号様式の7、第64号様式から第64号様式の3まで、第64号様式の12その1、その3及びその4、第64号様式の16、第64号様式の17、第65号様式並びに第80号様式	総合事務所長	県税事務所長
第19号様式、第19号様式の4及び第22号様式	総合事務所	県税事務所
第25号様式の3	部総合事務所	部県税事務所
第53号様式の4及び第53号様式の5	部総合事務所長	県税事務所長
第64号様式の12その5	総合事務所県税局	県税事務所

総合事務所長

県税事務所長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。